

「脱法ハウス」の実態把握及び法的規制に関する意見書

近年、倉庫・オフィスビルと称しながらも、実態としては居住することを想定した宿泊施設と言える、いわゆる「脱法ハウス」が社会問題となっています。

この施設は、多人数の居住実態がありながらも、宿泊施設でないことを理由として、建築基準法や消防法等の規定を満たしていないほか、東京都建築安全条例の基準を満たしていないため、危険性が高いことに加え、劣悪な居住環境となっています。

本来、宿泊施設であるならば、建築基準法等による規定が厳しく適用されますが、脱法ハウスの運営事業者は、オフィスや倉庫として運営していると主張しており、現行法規による取締りが困難となっています。

こうした状況を受けて、国土交通省は6月10日付けで、都道府県・政令市等の特定行政庁に対して、物件に関する情報収集や調査、違反物件の是正指導等を行うように要請しました。

また、6月18日の衆議院国土交通委員会において、太田国土交通大臣は「危険な状態の建築物を放置することは許されない。早急の実態調査を行い、建築基準法に違反するものについては是正を徹底し、建築物の安全確保を図ってまいりたい。」との考え方を示しています。

墨田区内においても、100名以上が居住していると思われるこうした施設があり、現状においては、火災をはじめとする災害の危険性が非常に高く、居住している方はもとより、近隣住民の不安を解消するためにも、早急な対応が求められています。

よって、墨田区議会は政府及び東京都に対して、国が行う実態調査の結果を踏まえ、必要に応じて脱法ハウスを規制する法整備等を早期に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成25年7月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
消防庁長官
東京都知事

あて